

業務委託契約書(案)

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 委託業務の名称 | 東葛テクノプラザ清掃業務委託 |
| 2 | 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 | 業務委託期間 | 令和 8年 4月 1日から令和 13年 3月31日まで |
| 4 | 業務委託料 | 金〇〇〇〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円) |
| 5 | 契約保証金額 | 免除 |

上記の委託業務について、委託者 公益財団法人千葉県産業振興センター（以下「甲」という）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 8年 4月 1日

甲 住所 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト23F
氏名 公益財団法人千葉県産業振興センター
理事長 富沢 昇

乙 住所 〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

(業務計画書の作成)

(総則)

第1条 乙は、別添「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という)をもって頭書の業務委託期間内において善良に業務を実施しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(業務責任者)

第2条 乙は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務責任者(当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者)を定め、甲に通知するものとする。

なお、異動があった場合も同様とする。

(業務計画書の作成)

第3条 乙は、仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は業務計画書の提出を受けたときは、遅滞なく審査し、不相当と認められる場合は乙と協議するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲は、この契約の成果(以下「成果品」という)を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。

ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、乙に報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。

この場合において業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(期限の延長)

第8条 乙は、その責に帰することができない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。

ただし、その延長日数は甲乙協議して決める。

(基準に不適合の場合)

第9条 乙の実施した業務内容が仕様書に適合していない場合、甲は、その業務の手直しを命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。

- 2 乙は、前項の規定により業務の改善を命ぜられたときは、誠実に実施しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要を生じた経費は乙が負担するものとする。

ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(委託契約金額の変更)

第11条 経済の変動等があっても第1条の委託契約金及び業務内容は変更することができない。ただし、急激な経済の変動があった場合は、この限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第12条 乙の責に帰する理由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは甲は延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、業務委託料に対して延長日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 甲の責に帰する理由により第14条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には乙は甲に対して年2.5パーセントの割合で遅滞利息の支払を請求することができる。

(検査及び引渡し)

第13条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項を準用する。
- 4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を甲に引渡すものとする。

(委託料の支払)

第14条 業務委託料の支払いは月払いとし、甲が作業の実施結果を検査確認した後、乙が甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(用水、電力、その他の貸与)

第15条 甲は乙の業務に必要な用水、電力、光熱を無料で貸与するものとする。

ただし、乙は、これらの使用に当たっては極力節減し、効率的に使用しなければならない。

(臨機の措置)

第16条 甲は乙に対して緊急に対処すべき事項が発生した場合は所要の措置をとることを命ずることができる。

この場合において、乙はそのとった措置について遅滞なく、甲に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による措置に要した経費のうち第1条に定める契約金額に含まれない部分の経費については、甲は乙と協議のうえ、これを負担するものとする。

(業務員の管理)

第17条 乙は業務の実施に当たり、従事者の管理について一切の責任を負い、甲が適当でないと認めた従事者は使用してはならない。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

- 2 乙が前項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、その不適合の程度に応じた業務委託料の減額を請求することができる。

- 3 甲が種類又は品質に関する契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその不適合を理由として第1項に規定する履行の追完の請求、前項に規定する代金の減額の請求、第19条並びに第20条に規定する契約の解除及び第22条に規定する違約金の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(催告による解除)

第19条 乙が本契約の期間内に履行をしないとき、甲は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第20条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - 二 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
 - 四 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。
 - 五 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
 - 六 検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。
 - 七 乙の行為に詐欺その他の不正の行為があるとき。
 - 八 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
 - 九 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。
 - 十 本契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
 - 十一 その他乙が本契約に違反したとき。
- 2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の解除権)

第21条 甲が本契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったときは、乙は本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害は甲が負担する。

(違約金)

第22条 第19条及び第20条第1項の規定により本契約が解除されたときは、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

- 2 甲は、実際に生じた損害額が第1項の規定による違約金の金額を超える場合には、その超える金額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。
- 3 乙は、本契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ乙は甲に対して年2.5パーセントの割合で遅滞利息を債務額と併せて甲に納付しなければならない。

(秘密の保持等)

第23条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
また、その職を退いた後も同様とする。

- 2 乙は、成果品(受託業務の履行過程において得られた記録等を含む)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(個人情報保護)

第24条 乙は、本契約による事務を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項)

第25条 乙に談合その他不正行為等があったときは、別記「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」によるものとする。

(補則)

第26条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。